

環境対応車導入促進助成（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車）

1. 事業趣旨

環境負荷の低減及び代替エネルギー対策の推進による安定的な輸送力を確保するため、環境対応車導入促進を図る。

2. 助成対象車両

使用の本拠の位置を兵庫県内に置く車両総重量 2.5 トン超の車両であって、次の（1）及び（2）、並びに（3）～（5）のいずれかに該当する自動車とし、新車新規登録自動車に限るものとする。

- （1）車両の登録年月日
令和 5 年 3 月 1 日～令和 6 年 3 月 8 日
- （2）車両購入代金の支払い日又はリース期間の開始日
令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 8 日
- （3）天然ガス自動車
- （4）ハイブリッド自動車
- （5）電気自動車

※ リース期間は、原則として法定耐用年数以上とする。

3. 助成対象事業者

前条に定められた助成対象車両を導入した会員又は会員に対象車両を貸与するリース事業者に対して助成を行う。ただし、（5）電気自動車については、購入の場合は車両の所有者に対し、リースの場合は車両の使用人に対し、別途下記の条件を付する。

・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）の事業者であること。

4. 交付額及び上限等

交付額は、別表の「1. 助成金の交付額①天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・電気自動車」とする。なお、台数の上限は、別表の「2. 助成台数の上限」とする。

5. 申請方法、提出書類

《交付申請》

車両登録の前日までに、提出するものとする。

- （1）「環境対応車導入促進助成金交付申請書（5枚複写）」
- （2）導入する車両の見積書

《実績報告》

事業の完了後、1ヶ月以内又は令和6年3月8日のいずれか早い日までに提出することとする。

- （1）「環境対応車導入促進助成金実績報告書（助成金交付請求書）」
- （2）導入した車両の自動車検査証記録事項を出力したものの写し
- （3）導入した車両代金の請求書の写し及び領収書の写し（購入導入に限る）
- （4）導入した車両のリース契約書の写し（リース導入に限る）
- （5）（電気自動車の場合）車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

※ 請求書の写し及び領収書の写し、並びにリース契約書の写しには、導入車両の自動車登録番号又は車体番号が明記されているものとする。

※ 「事業の完了」とは、登録が完了し、車両代金の支払い又はリース契約の締結が完了したものとする。

6. 申請受付期間

令和5年4月1日から令和6年3月7日までとする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

7. その他留意事項

(1) バイフューエル車の取扱い（助成対象車両関係）

CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車については、天然ガス自動車として助成対象とする。なお、助成金額は5万円とする。

(2) 車両登録後の申請について（申請受付期間関係）

事前申請が原則だが、継続して助成事業が実施できるよう、令和5年3月11日～6月30日までの登録車両に限り、事後申請を認める。

なお、事後の申請の受付期限は、7月28日とする。

(3) 原則として、全日本トラック協会の補助金を併用するが、全日本トラック協会の補助要件を満たさない次のア及びイに該当する車両については、補助金を併用しない。

ア. 車両の登録年月日が、全日本トラック協会の助成対象でない車両

イ. 全日本トラック協会の交付申請が出来なかった車両

(4) 天災又は事故の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合であって助成対象車両を永久抹消登録した場合、助成金の返還を求めないこととする。

(5) 助成を受けた車両は、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、賃貸又は担保に供してはならない。

令和5年度 環境対応車導入促進助成事業の主な変更点

1. 国及び地方公共団体との協調補助について削除
2. 助成対象車両の「使用過程におけるディーゼル車から天然ガス自動車への改造」の削除
3. 確定通知発出の削除
4. 添付書類の「自動車検査証記録事項を出力したものの写し」について追加

8. 申込・問い合わせ先

(一社) 兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL：078-882-5556